

貝塚市市民カメラマン募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広報紙、市ホームページ、市公式のFacebook、LINE、YouTube、Instagram、つげさんFacebook、つげさんTwitterその他市の情報発信を行うための媒体（以下「広報紙等」という。）に使用する写真又は動画（以下「写真等」という。）を撮影するカメラマン（以下「市民カメラマン」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 市民カメラマンは、次の職務を行うものとする。

- (1) 市の情報発信のための写真等の撮影に関すること。
- (2) 貝塚市市民カメラマン取材報告書（様式第1号。以下「取材報告書」という。）の作成に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(対象者)

第3条 市民カメラマンは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する満15歳以上の者（中学生を除く）
 - ア 市内に在住している者
 - イ 市内に存する事務所若しくは事業所に勤務している者
 - ウ 市内に存する高等学校等に在学している者
- (2) 写真等の撮影に必要な機材（デジタルカメラ又はスマートフォン）、消耗品その他撮影に必要な物品等（第6条に規定する貸与物品を除く。）の調達及び移動に係る経費については自己負担とし、無償ボランティアとして活動が可能な者
- (3) 市長が指定する期間内に、撮影データ及び取材報告書の提出ができる者

(登録の申請)

第4条 市民カメラマンとして活動を希望する者は、貝塚市市民カメラマン登録申請書（様式第2号）に必要事項を記載し、市長に提出するものとする。この場合において、申請者が未成年者であるときは、当該未成年者の親権者の同意を要するものとする。

(登録の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、市民カメラマンの登録を決定し、貝塚市市民カメラマン登録決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市民カメラマンの登録期間は、前項の規定により登録を決定した日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、特に登録の取消しの申出がない場合は、当該年度の翌年度の末日まで延長する。

(貸与物品)

第6条 市長は、第2条の職務を円滑に進めることができるよう、市民カメラマンに対し次に掲げる物品を登録期間中貸与し、市民カメラマンは、貸与された物品を登録期間終了後速やかに返還するものとする。

- (1) 貝塚市民カメラマンと明記した標章
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(登録の取消し)

第7条 市長は、市民カメラマンが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民カメラマン

の登録を取り消すものとする。

(1) 市民カメラマンから登録の取消しの申出があったとき。

(2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、貝塚市市民カメラマン登録取消通知書（様式第4号）により当該市民カメラマンに通知するものとする。

（著作権等）

第8条 市民カメラマンが撮影し、市に提出した写真の所有権、使用权等は、貝塚市に帰属するものとする。

（庶務）

第9条 市民カメラマンに関する庶務は、総合政策部魅力づくり推進課において処理する。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民カメラマンの募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年4月24日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。